

# 重要事項説明書

( 第1号通所事業 )

第1号通所事業のサービスの提供開始にあたり、厚生省令第35号第107条に基づいて、当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

## 1. 事業者

名 称	和 同 会
所 在 地	山口県宇部市大字際波字東河田287-1
法 人 種 別	医 療 法 人
代 表 者 職 名	理 事 長 高 橋 幹 治

## 2. ご利用の事業所

名 称	医療法人和同会 宇部西デイサービス
所 在 地	山口県宇部市大字際波字東河田287-1
管 理 者 の 氏 名	藤 永 ま ゆ み
電 話 ・ F A X 番 号	Tel (0836) 45-1223 ・ Fax (0836) 45-1224

## 3. 事業の目的と運営の方針

事 業 の 目 的	要支援状態にある高齢者に対して、適正な第1号通所事業の提供を行います。
運 営 の 方 針	① 利用者の心身の特性をふまえ、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、配慮いたします。 ② 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、当該目標を踏まえ、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 ③ 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

## 4. 秘密保持

秘 密 保 持	① 正当な理由がない限り、利用者及び家族に対するサービスの提供にあたって知り得た秘密は漏らしません。また、従業員でなくなった後も、その秘密は漏らしません。 ② サービス担当者会議などにおいて、サービス計画の作成などのために限り、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ利用者及び利用者の家族の同意を得ます。
---------	--

## 5. 職員の職種、人数及び職務体制

従業者の種類	員数	勤務形態	勤務時間	保有資格
管理者	1名	常勤兼務	8:30~17:30	看護師
生活相談員	1名以上	常勤兼務	8:30~17:30	看護師・准看護師・介護福祉士
看護職員	1名以上	常勤兼務	8:30~17:30	看護師・准看護師
介護職員	10名以上	常勤・非常勤兼務	8:30~17:30	介護福祉士等

機能訓練指導員	1名以上	常勤・非常勤兼務	8:30~17:30	理学療法士・看護師・准看護師
管理栄養士	1名	常勤兼務	8:30~17:30	管理栄養士

6. 営業日 \*但し、利用者の実情に応じ、下記の営業日及び営業時間を変更することがあります。

営業日	毎週月曜日から土曜日（元日を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間	午前9時30分から午後4時40分

7. 通常の事業の実施地域

実施地域	宇部市、山陽小野田市(厚狭以東)
------	------------------

8. 事業の定員

利用定員	月曜日 から 土曜日	60名(1単位) (第1号通所事業含む)
------	------------	-------------------------

9. 利用料

基本利用料	基本利用料の詳細については別紙参照。 ご利用が法定代理受領サービスの場合、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額といたします。				
食費	1食 500円				
特別なサービスの費用	<p>以下の場合、当事業所にて定められた所定の費用を申し受けます。</p> <p>①通常の実施地域外に居住する利用者に対して送迎を行った場合。</p> <p>②利用者の希望により、通常時間を超えて提供した場合の超過分の費用。</p> <p>*実費相当額をいただきます。</p> <p>*基本利用時間以上ご利用になる場合（お気軽にご相談ください。）</p> <p>—延長利用料— 30分毎に 500円</p>				
おむつ代	使用するものによって、以下のとおりとなります。				
	パッド小	紙オムツM	紙オムツL	紙パンツM	紙パンツLL
	40円	170円	200円	175円	195円

10. 苦情など申立先 \*どのようなことでも申し出ください。迅速、適切、丁寧に対応いたします。

当施設ご利用相談窓口	ご利用時間	毎週月曜日から土曜日（元日を除く） 午前8時30分から午後5時30分
	ご利用方法	電話 (0836)45-1223 又は当施設にて面接いたします。
宇部市受付窓口	解決方法	苦情解決にあたっては、事業所で定められた苦情解決マニュアルにそって適正にすすめていきます。
	担当者	廣田 美幸
国民健康護憲団体連合会 受付窓口	担当電話	宇部市役所 介護保険課 0836-34-8396
	担当電話	介護保険課 苦情相談班 083-995-1010

11. 事故発生時の対応

事故発生時の対応	利用者に対する第1号通所事業の提供により事故の発生した場合には、速やかにご家族や関係市町村等にご連絡すると共に、必要な措置を講じます。
----------	---

損害賠償	サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、その賠償の責を負うものとし、ただし、事業者が故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。
再発防止	事業所で定めた事故発生管理マニュアルにより、原因解明及び再発防止策を必要に応じて講じます。

#### 12. 緊急時の対応

緊急時の対応方法は	利用者に病状の急変が生じた場合など必要な場合には、速やかに主治医に連絡を取り、医師の指示に従います。又別紙同意書のご家族の連絡先に連絡いたします。送迎途上において、緊急の事態が発生した場合は、最寄りの医療機関へ応援を要請するか、救急通報をします。
-----------	---

#### 13. 非常災害対策

非常災害対策	別途作成された宇部西リハビリテーション病院の計画に準じて行います。
--------	-----------------------------------

#### 14. 虐待防止に関する事項

虐待防止	サービス提供中に、事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、関係市町村等に通報をすると共に必要な措置を講じます。
------	---

#### 15. 事業所名及び重要事項説明者

通所介護事業者 医療法人和同会 宇部西デイサービス 管理者 藤 永 ま ゆ み 印	重要事項説明者 氏 名..... 印.....
---	----------------------------